

## 問題 I

以下の文章は、最高裁判所第3小法廷決定平成元年7月7日刑集43巻7号607頁の抜粋である（ただし、縦書を横書に改めている）。

これをよく読み、この判例の意義について論じなさい。その際に、仮に、本件のような自動車金融を前提とした上で、金銭の貸主側が、借主に「自動車を点検する必要があるから」といつわって、買戻権喪失の3日前にその自動車を引き揚げたが、その後しばらくして騙されたことに気がついた借主が、翌日午後3時頃に、貸主には無断で貸主が保管する当該自動車を、自分がもっていたスペアキーを使って奪い返した場合（「対照設例」とする）との比較についても言及すること。（配点50点）

原判決によると、次の事実が認められる。

1 被告人は、いわゆる自動車金融の形式により、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律による利息の制限を免れる外形を採つて高利を得る一方、融資金の返済が滞つたときには自動車を転売して多額の利益をあげようと企て、「車預からず融資、残債有りも可」という広告を出し、これを見て営業所を訪れた客に対し、自動車の時価の二分の一ないし一〇分の一程度の融資金額を提示したうえ、用意してある買戻約款付自動車売買契約書に署名押印させて融資をしていた。契約書に書かれた契約内容は、借主が自動車を融資金額で被告人に売渡してその所有権と占有権を被告人に移転し、返済期限に相当する買戻期限までに融資金額に一定の利息を付した金額を支払つて買戻権を行使しない限り、被告人が自動車を任意に処分することができるというものであり、さらに本件の三一台の自動車のうち二台に関しては、買戻権が行使された場合の外は被告人は「自動車につき直接占有権をも有し、その自動車を任意に運転し、移動させることができるものとする。」という条項を含んでいた。しかし、契約当事者の間では、借主が契約後も自動車を保管し、利用することができることは、当然の前提とされていた。また、被告人としては、自動車を転売した方が格段に利益が大きいため、借主が返済期限に遅れれば直ちに自動車を引き揚げて転売するつもりであつたが、客に対してはその意図を秘し、時たま説明を求める客に対しても「不動産の譲渡担保と同じことだ。」とか「車を引き揚げるのは一〇〇人に一人位で、よほどひどく遅れたときだ。」などと説明するのみであり、客には契約書の写しを渡さなかつた。

2 借主は、契約後も、従前どおり自宅、勤務先等の保管場所で自動車を保管し、これを使用していた。また、借主の中には、買戻権を喪失する以前に自動車を引き揚げられた者もあり、その他の者も、次の営業日か短時日中に融資金を返済する手筈であつた。

3 被告人又はその命を受けた者は、一部の自動車については返済期限の前日又は未明、他の自動車についても返済期限の翌日未明又は数日中に、借主の自宅、勤務先等の保管場所に赴き、同行した合鍵屋に作らせた合鍵又は契約当日自動車の点検に必要であると

いつて預かつたキーで密かに合鍵屋に作らせたスペアキーを利用し、あるいはレツカー車に牽引させて、借主等に断ることなしに自動車を引き揚げ、数日中にこれらを転売し、あるいは転売しようとしていた。

以上の事実に照らすと、被告人が自動車を引き揚げた時点においては、自動車は借主の事実上の支配内にあつたことが明らかであるから、かりに被告人にその所有権があつたとしても、被告人の引揚行為は、刑法二四二条にいう他人の占有に属する物を窃取したものとして窃盗罪を構成するというべきであり、かつ、その行為は、社会通念上借主に受忍を求める限度を超えた違法なものというほかはない。したがつて、これと同旨の原判決の判断は正当である。

## 問題Ⅱ

次の事例に関して、Xの刑事責任を論じなさい。(配点50点)

- ① X（当時64歳）は、「Pプラザ」の屋外喫煙所の外階段下で喫煙し、屋内に戻ろうとしたところ、A（当時76歳）が、その知人であるB及びCと一緒におり、Aは、「ちょっと待て。話がある。」とXに呼び掛けた。Xは、以前にもAから因縁を付けられて暴行を加えられたことがあり、今回も因縁を付けられて殴られるのではないかと考えたものの、同人の呼び掛けに応じて、共に上記屋外喫煙所の外階段西側へ移動した。
- Xは、同所において、Aからいきなり殴り掛けられ、これをかわしたものの、腰附近を持たれて付近のフェンスまで押し込まれた。Aは、更にXを自己の体とフェンスとの間に挟むようにして両手でフェンスをつかみ、Xをフェンスに押し付けながら、ひざや足で数回けったため、XもAの体を抱えながら足を絡めたり、けり返したりした。そのころ、2人がもみ合っている現場にB及びCが近付くなどしたため、Xは、1対3の関係にならないように、Bらに対し「おれはやくざだ。」などと述べて威嚇した。そして、Xをフェンスに押さえ付けていたAを離すようにしながら、その顔面を1回殴打した。すると、Aは、その場にあったアルミ製灰皿（直径19cm、高さ60cmの円柱形をしたもの）を持ち上げ、Xに向けて投げ付けた。Xは、投げ付けられた同灰皿を避けながら、同灰皿を投げ付けた反動で体勢を崩したAの顔面を右手で殴打した。Aは、頭部から落ちるように転倒して、後頭部をタイルの敷き詰められた地面に打ち付け、仰向けに倒れたまま意識を失ったように動かなくなった。
- ② Xは、憤激の余り、意識を失ったように動かなくなって仰向けに倒れているAに対し、その状況を十分に認識しながら、「おれを甘く見ているな。おれに勝てるつもりでいるのか。」などと言い、その腹部等を足げにしたり、足で踏み付けたりし、さらに、腹部にひざをぶつける（右ひざを曲げて、ひざ頭を落とすという態様であった。）などの暴行を加え、Aは、肋骨骨折、脾臓挫滅、腸間膜挫滅等の傷害を負った。
- ③ Aは、Pプラザから付近の病院へ救急車で搬送されたものの、6時間余り後に、頭部打撲による頭蓋骨骨折に伴うクモ膜下出血によって死亡した。この死因となる傷害は顔面殴打により頭部から落ちるように転倒した際に生じたものであった。